

年 月 日

練馬区保健所長 殿

管理者住所

氏 名

診療用エックス線装置廃止届

下記のとおり診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第15条第3項および医療法施行規則第29条第1項の規定により届け出ます。

診 療 所	名 称	
	所 在 地 電話番号 () ファクシミリ番号 ()	
廃 止 し た 装 置	製 作 者 名	
	型 式	
	廃 止 し た 理 由	
	廃 止 年 月 日	
診療用エックス線装置 廃止後の診療室の用途		